

平成28年7月7日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
日本ヘルスケア投資法人  
執行役員 藤岡博史  
(コード番号: 3308)

### 第3回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年7月27日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において「みなし賛成」を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成28年7月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 17階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

第1号議案 規約変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.nippon-healthcare.co.jp>) に掲載いたします。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社による「運用報告会」を実施する予定です。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 投資法人における会計と税務の処理の差異（税会不一致）の問題に関して、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の改正に伴い、投資法人の計算に関する規則及び租税特別措置法等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合、利益を超えた金銭の分配を可能とする旨の変更を行うものです（現行規約第33条第2号）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）の改正により、不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へにおいて定義される意味を有します。）に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権等が追加されたことに伴い、本投資法人の主たる投資対象を不動産等資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権とする旨の規定に変更するものです（現行規約別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の基本方針））。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。）に該当する資産が追加されたことに伴い、本投資法人の資産運用の対象となる資産の種類として、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加するものです（変更案別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）4.（8）及び（9）並びに5.（5））。また、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権に係る投資制限を明確にするための規定を追加するものです（変更案別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資制限）2.）。
- (4) 租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、記載要件とされていた規約の規定を削除するものです（現行規約別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）8.）。

- (5) 本投資法人が合併（新設合併及び本投資法人が吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人となる吸収合併を含みます。）した場合における資産運用会社の運用報酬を新設するため、運用報酬Ⅲ（資産取得基準）の変更を行うものです（現行規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」3.）。
- (6) 上記のほか、役員会の議長の順序の明確化、本投資法人の第1期営業期間の終了に伴い不要となった規定の削除、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、金利スワップの特例処理適用の明確化、その他必要な規定の明確化、字句の変更及び条数の整備等を行うものです（現行規約第22条第1項及び変更案第22条第4項、現行規約第26条但書、第32条但書、第11章、別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」1.(7)③、並びに、現行規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」1.及びなお書）。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. ～3. [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p>第22条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。</p> <p>2. ～3. [現行どおり]</p> <p>4. <u>役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員又は監督役員の1人がこれに当たる。</u></p>
<p>第26条（会計監査人の選任）</p> <p>会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人についてはこの限りではない。</u></p>	<p>第26条（会計監査人の選任）</p> <p>会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。</p>
<p>第32条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人の設立の日から平成26年10月末日までとする。</u></p>	<p>第32条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>
<p>第33条（金銭の分配の方針）</p> <p>[条文省略]</p> <p>(1) [条文省略]</p>	<p>第33条（金銭の分配の方針）</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(1) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、(a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、又は、(b) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、<u>出資の払戻しとして利益の金額を越えて金銭を分配することができる。ただし、一般社団法人投資信託協会の定める規則等（以下「投信協会規則等」という。）において定める額を限度とする。</u>なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。ただし、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>(3)～(5) [条文省略]</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、(a) 金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とする場合、又は (b) <u>本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合、利益の金額を超えて金銭を分配することができる。また、本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、一般社団法人投資信託協会の定める規則等（以下「投信協会規則等」という。）において定める額を限度として、利益の金額を超えて金銭を分配することができる。</u>なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に当該利益を超える金銭の分配を行っていく方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。ただし、経済環境、不動産市場の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配を行わない。</p> <p>(3)～(5) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第36条 (改正の効力の発生)</u></p> <p>1. <u>第8条第2項の新設及び第8条の表題の変更にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p>2. <u>第9条第3項及び第4項の新設並びに第16条の変更にかかる改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるものをいう。<u>以下同じ。</u>）に対する投資として運用するものとし、将来に亘って安定的な収益の獲得と運用資産の持続的な成長を図り、投資主利益の最大化を目指す。</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. [条文省略]</p> <p>4. 本投資法人は、2. に掲げる不動産等及び3. に掲げる不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(7) [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるものをいう。）<u>のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用するものとし、将来に亘って安定的な収益の獲得と運用資産の持続的な成長を図り、投資主利益の最大化を目指す。</u></p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. [現行どおり]</p> <p>4. 本投資法人は、2. に掲げる不動産等及び3. に掲げる不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(7) [現行どおり]</p> <p><u>(8) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>5. 本投資法人は、2. 乃至4. に定める特定資産のほか、2. に掲げる不動産等又は3. に掲げる不動産対応証券への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) [条文省略]</p> <p>(5) 民法に定める動産（設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものに限る。）</p> <p>(6)～(10) [条文省略]</p> <p>6. [条文省略]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. ～7. [条文省略]</p> <p>8. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める<u>租税特別措置法施行規則第22条の19第5項に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上とする。</u></p> <p>(投資制限)</p> <p>1. [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p><u>(9) 公共施設等運営権（投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>5. 本投資法人は、2. 乃至4. に定める特定資産のほか、2. に掲げる不動産等又は3. に掲げる不動産対応証券への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) [現行どおり]</p> <p>(5) 民法に定める動産（設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものに限る<u>ものとし、再生可能エネルギー発電設備を除く。</u>）</p> <p>(6)～(10) [現行どおり]</p> <p>6. [現行どおり]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. ～7. [現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p>(投資制限)</p> <p>1. [現行どおり]</p> <p>2. <u>「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」4. に掲げる再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権は、積極的に投資を行うものではなく、本投資法人の主たる投資目的たる不動産投資を補足する観点で、「資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲」2. 又は3. に掲げる特定資産に付随して取得が必要又は有用となる場合に限り投資する。</u></p> <p>3. [現行どおり]</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(取得した資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. [条文省略]</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(6) [条文省略]</p> <p>(7) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>①～② [条文省略]</p> <p>③ 上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>(8)～(9) [条文省略]</p> <p>2. ～ 3. [条文省略]</p>	<p>(取得した資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(6) [現行どおり]</p> <p>(7) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>①～② [現行どおり]</p> <p>③ 上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、<u>ヘッジ会計を適用できるものとし、さらに、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(8)～(9) [現行どおり]</p> <p>2. ～ 3. [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬 [条文省略]</p> <p>1. 運用報酬 I (運用資産基準) 第 1 段落～第 3 段落 [条文省略] 尚、初回の営業期間における運用報酬 I については、本投資法人が運用資産を取得した日から発生するものとし、当該日からその後最初に到来する決算期までの期間につき、本投資法人の当該決算期の属する営業期間中に本投資法人が取得した不動産関連投資対象資産の取得価額 (当該不動産関連投資対象資産の取得に係る契約書に記載された金額 (消費税及び地方消費税を含む。)) とし、取得に伴う費用を除くものとする。) に当該決算期末の現金及び預金並びに信託現金及び信託預金を加えた額に 0.3% (年率) を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額に当該期間の実日数を乗じ、365 で除して得られる金額 (1 円未満を切り捨てる。) を運用報酬 I とし、当該決算期の末日より 3 ヶ月以内に支払うものとする。</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬 [現行どおり]</p> <p>1. 運用報酬 I (運用資産基準) 第 1 段落～第 3 段落 [現行どおり] [削除]</p> <p>2. [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 運用報酬Ⅲ（資産取得基準）</p> <p>新たに不動産関連投資対象資産を取得した場合、当該不動産関連投資対象資産の取得価額に2.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額（1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Ⅲとして、その取得日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。</p> <p>4. [条文省略]</p> <p>なお、各運用報酬Ⅰ乃至運用報酬Ⅳの支払に際しては、当該各運用報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p>	<p>3. 運用報酬Ⅲ（資産取得基準）</p> <p>新たに不動産関連投資対象資産を取得した場合又は本投資法人が合併（新設合併及び本投資法人が吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人となる吸収合併を含む。以下同じ。）した場合、当該不動産関連投資対象資産の取得価額（本投資法人が合併した場合は、資産運用会社が当該合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該相手方が保有する不動産関連投資対象資産の当該合併の効力発生日における評価額の合計額とする。）に2.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社の間で別途合意する料率を乗じた金額（1円未満を切り捨てる。）を運用報酬Ⅲとして、その取得日（本投資法人が合併した場合は、当該合併の効力発生日）の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。</p> <p>4. [現行どおり]</p> <p>なお、各報酬の支払に際しては、当該各報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員藤岡博史から、本投資主総会の終結の時をもって、本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申出がありましたので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第19条第2項第一文但書を適用し、選任される平成28年7月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成28年6月21日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
たけうち ひろし 竹内 宏 (昭和27年1月10日生)	昭和50年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 入社 平成7年4月 同社 盛岡支店長 平成9年10月 同社 債券部長 平成11年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株式会社(現 大和証券株式会社) 金融市場部長 平成13年6月 大和証券株式会社 執行役員 法人担当 兼 プライベートバンキング担当 平成15年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現 大和証券株式会社) 執行役員 債券担当 兼 金融商品担当 兼 金融商品開発部長 平成16年5月 同社 常務執行役員 債券担当 平成17年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 専務取締役 兼 専務執行役員 平成24年4月 同社 顧問 平成24年6月 同社 監査役
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第19条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第19条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第19条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成28年6月21日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
にしがき よしき 西垣 佳機 (昭和44年1月28日生)	平成4年4月 シティトラスト信託銀行株式会社入社 平成16年5月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社 平成18年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト（現大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）転籍 平成19年3月 同社 IR総合企画部長 平成20年3月 同社 代表取締役社長 平成20年11月 大和証券オフィス投資法人 執行役員 平成22年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 平成22年8月 大和証券オフィス投資法人 執行役員退任 平成23年2月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 助言業務部長 平成24年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長 平成25年10月 同社 代表取締役副社長 営業推進部長兼ファンド運用部長 平成26年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長（現任）
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長であります。その他に、補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員清水知彦及び中田ちず子から、本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任したい旨の申出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する第99条第2項及び本投資法人規約第19条第2項第一文但書を適用し、選任される平成28年7月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況
1	しみず ともひこ 清水 知彦 (昭和36年1月13日生)	平成4年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所 平成9年8月 Winthrop Stimson, Putnam & Roberts 法律事務所 平成9年9月 Northwestern University School of Law 留学 平成14年2月 清水国際法律事務所 代表(現任) 平成18年6月 三櫻工業株式会社 監査役(現 任) 平成21年1月 内閣府 官民人材交流センター 法 令等遵守担当室長 平成23年6月 石川島建材工業株式会社 監査役 平成26年8月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 (現任) 平成26年10月 株式会社メディアシーク 取締役 (現任)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況
2	な  か  た   ち  ず  こ 中  田   ち  ず  子 (昭和31年9月29日生)	昭和56年11月 クーパース・アンド・ライブランド 会計事務所
		昭和59年3月 中田公認会計士事務所 代表(現任) 平成8年7月 有限会社中田ビジネスコンサルティング(現 株式会社中田ビジネス コンサルティング) 代表取締役(現 任) 平成26年8月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 (現任) 平成27年12月 日本農薬株式会社 監査役(現任)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者清水知彦は、清水国際法律事務所の代表です。
- ・上記監督役員候補者中田ちず子は、株式会社中田ビジネスコンサルティングの代表取締役及び中田公認会計士事務所の代表です。
- ・上記監督役員候補者両名は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。



## 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

